

「新しい生活様式」を踏まえた
スポーツ少年団活動ガイドライン
(令和3年5月12日時点)

1 基本方針

スポーツ少年団活動においては、団員等の安全・安心の確保を最優先し、

- ①密閉、密集、密接の「3密」を避ける。
- ②こまめに手洗いや消毒を行う。
- ③周囲の人との間隔をあける。
- ④スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用する。

など、「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策を徹底する。

2 「新しい生活様式」を踏まえた具体策

- (1) 活動前に自宅や活動場所で必ず検温・健康観察を励行し、熱や息苦しさ、強いだるさなどの症状がある場合には、参加を見合わせる。また、体調不良の症状が見られる場合には、速やかに帰宅させること。
- (2) 一度に大人数(団員、指導者、保護者等)が集って密集した活動になることを徹底して避けること。(更衣室、休憩・待機スペース、手洗い所(トイレ)は、一度に入室する人数を制限したり、動線を工夫したりすること。大会・交流試合等は、必要に応じて開・閉会式の割愛、分散開催等も考慮すること。)
- (3) スポ少活動の前後に、石けんによる手洗い(ポンプ型が望ましい)やアルコール等による手指消毒(消毒液の設置)を行い、必要に応じて、多くの団員が手を触れる箇所や用具等を消毒すること。
- (4) 団員、指導者、保護者等は、スポ少活動に支障のない範囲でマスクを着用すること。(運動・スポーツ時にはマスクを着用しなくてもよいが、その場合には感染防止に必要な身体的距離を確保すること。マスク着用時には、呼吸が激しくなるような運動・スポーツは避けること。)
- (5) 屋内の活動では、ドアを広く開け、こまめな換気を必ず行うこと。
- (6) 応援は、周囲の人との間隔を十分にあげ、鳴り物や大声での応援を控えること。
- (7) ふだんのスポ少活動は、より短時間で効果的な活動に積極的に取り組むこと。
- (8) 活動途中で集団でまとまって食事を摂らないこと。また、大人数、長時間の会食(母集団等における飲酒を伴う会食含む)は、当面の間控えること。
- (9) 練習等において、保護者や関係者が見学する場合も、十分な感染症対策を講じること。また、直近に県外との往来があった場合には、活動場所への立ち入りを控えてもらうこと。
- (10) 県外の大会及び全県レベルの大会等への参加は、真にやむを得ない場合を除き控えること。

- ・「真にやむを得ない場合」とは、日本スポーツ少年団が主催する全国・東北大会の予選会とし、中央競技団体が主催する大会の予選会については当該市町村教育委員会等に必ず相談すること。
- ・上記大会に参加する場合は、感染防止対策を徹底した上で参加するとともに、参加については団員の保護者の同意を得た上で、各団並びに各競技団体の責任の下、慎重に判断すること。

- (11) 県外への練習試合や遠征並びに県外の団を招いての活動は行わないこと。また、県内であっても郡市を越えた大会参加や練習試合、3チーム以上が同時に集まる合同練習及び宿泊を伴う活動(合宿等)は実施しないこと。
- (12) 郡市及び市町村レベルの大会等への参加や同一郡市内チームとの練習試合は当該市町村教育委員会等の方針に従い判断すること。
- (13) 中央技団体は、随時「競技別ガイドライン」の改訂を進めており、その動向を常に注視し、最新の感染防止策を講じること。
- (14) このほか、市町村の教育委員会やスポーツ主管課が、新型コロナウイルス対応に係る方針を定めた場合には、その方針の順守を最優先すること。

※アンダーライン部分が今回の主な変更点